

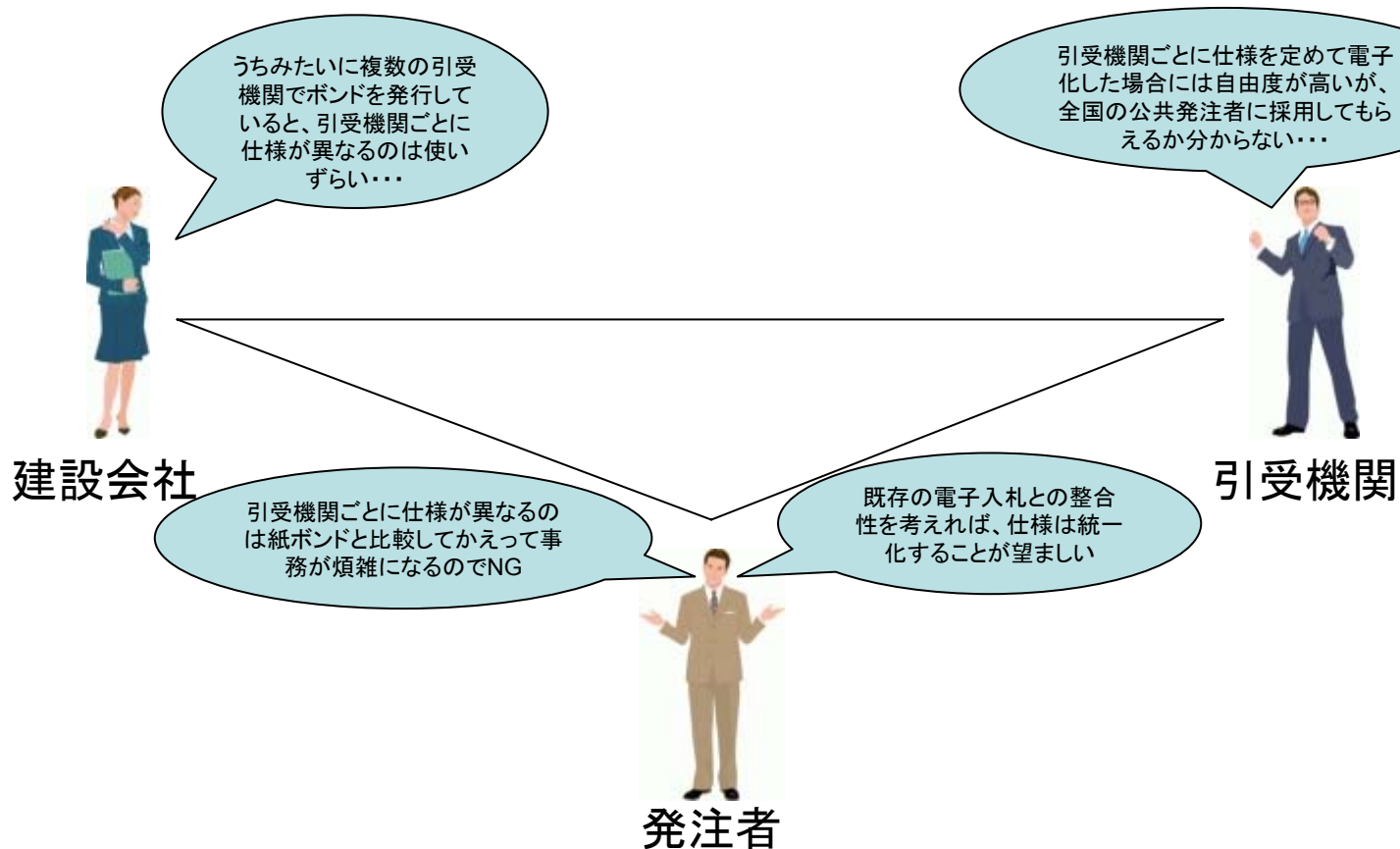
電子化の方式案について

第一回 入札ボンド・履行ボンドの 電子化に関する勉強会

平成20年7月31日

■仕様の統一について

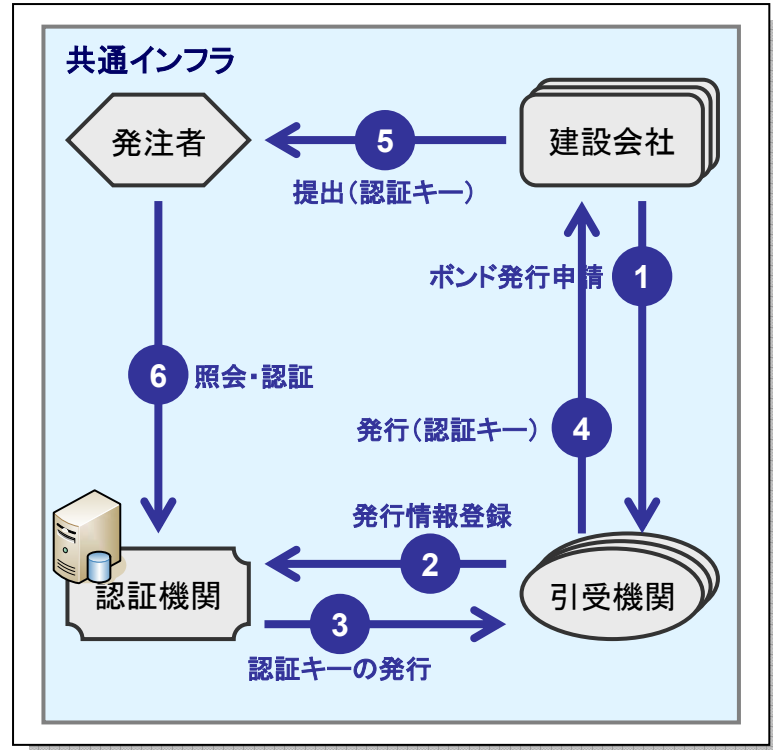
電子化にあたり各引受機関ごとに仕様を統一するかどうかについて、各々の利用者の立場を想定し課題、問題点をまとめます。



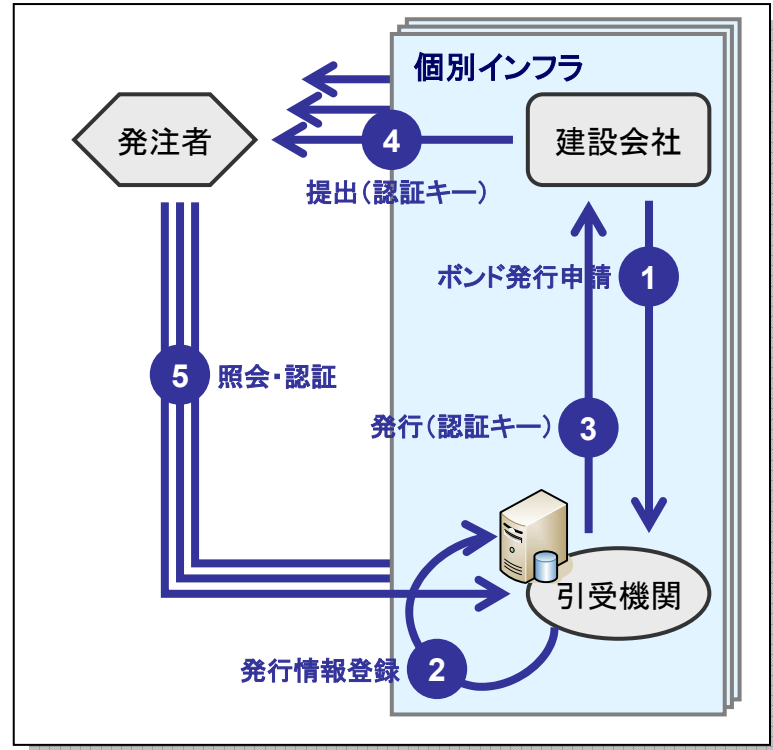
引受機関ごとに業務やノウハウが異なるので仕様の統一化は困難を伴うが、複数の引受機関を利用する建設会社や発注者の運用や既存の電子入札との連携を考えた場合に仕様を統一化することは必要不可欠である

■入札ボンド・履行ボンドの電子化の方式案

A案： 共同利用型



B案： 個別構築型



【概要】

第三者機関として認証機関を設置。
 認証機関が入札・履行ボンドのシステムを1つのシステムとして構築し、利用者に利用料を徴収するASPサービス(※1)として提供する方式。

【概要】

各引受機関それぞれが入札・履行ボンドのシステムを構築する方式。

(※1) ASPサービス・・・建設会社や引受機関など利用者の環境にはシステムを構築せず、第3者機関が提供するシステムをインターネットを通じて使用するサービス

■入札ボンド・履行ボンドの電子化の方式案の比較

比較項目		A案： 共同利用型	B案： 個別構築型	
費用面	イニシャルコスト(ハード/ソフト)	必要なインフラは単一のシステムで準備すればよい。	必要なインフラを引受機関のシステムごとに準備する必要がある	
	ランニングコスト(運用・保守)	運用コストや保守費用は単一のシステム分のみでよい。	運用コストや保守費用が個々のシステムごとに発生する。	
セキュリティ面		システムおよびデータのセキュリティレベルについては認証機関が定めるポリシーに則り定められるため、安全性は高い	システムおよびデータのセキュリティレベルについては引受機関ごとに定め、柔軟に設定できるため、安全性は高い。	
拡張性面		認証機関のシステムとしては単一化されているため、シングルウィンドウ化(※1)する場合は他のシステムとの調整を行うだけで実現可能である。	シングルウィンドウ化(※1)する場合、引受機関ごとにシステムが異なるとユーザインタフェースの調整に困難をきたす可能性が高く、またそれまでの運用と比較して異なる運用を利用者に強いる可能性が高い。	
運用面	業務運用面	運用性	すべての利用者がASPサービス(※2)として提供される同一のシステムを利用することができる。	引受機関においては各々のシステムを利用できるが、複数の引受機関を利用する建設会社や発注者は、引受機関ごとにシステムを使い分ける必要がある。
		柔軟性	すべての利用者が共通してシステムを利用するため、業務運用を合わせる必要がある。	引受機関ごとに使い勝手のよいシステムにすることができるため、引受機関ごとの業務に柔軟に対応できるが、建設会社や発注者は各々の引受機関の運用に合わせる必要がある。
		データ管理性	ASPサービスでデータ管理するため、異なる発注者にも対応可能である。なお、引受機関間で情報を共有する場合にも比較的柔軟に対応可能である。	引受機関ごとのデータ管理となるため、引受機関の間で情報共有を推進するためにはシステム連携が必要となる。
		業務継続性	すべての利用者が共通してシステムを利用するため、他の引受機関においてトラブルが発生した場合などにシステム全体を運用停止するなどの影響を受ける可能性がある。	引受機関単位でシステムを利用するため、他の引受機関におけるトラブルなどの影響を受けにくい。
	システム運用面	システム連携	単一のシステムとして構築するため連携部分の開発は比較的成本がかからない。ただし、官公庁が提供するシステムと認証機関のシステム間で連携ができるか検討する必要がある。	各システムを連携させるため連携部分の開発が、各システム間において必要となり、コストがかかる。
		システム保守性	認証機関に一任することにより、利用者が特に意識する必要はない。	引受機関ごとに分散して保守を行うため、保守業務の重複などにより手間がかかる。
		システム信頼性	認証機関に一任することにより、利用者が特に意識する必要はない。	引受機関ごとにシステム(特にハードウェア)の性能に十分余裕を持たせることにより、高い信頼性を維持できる。

(※1)シングルウィンドウ化・・・複数のシステムを同じ画面からあたかも1つのシステムのように扱えるようにすること

(※2)ASPサービス・・・企業や引受機関など利用者の環境にはシステムを構築せず、第3者機関が提供するシステムをインターネットを通じて使用するサービス

■入札ボンド・履行ボンドの電子化の課題・懸案

1. ボンド以外の現金や有価証券なども電子化するのか

⇒ 現金や有価証券などボンド以外の保証金も同様に一元管理するかどうかについて検討する必要があります。現金や有価証券などによって保証金が支払われた状況までは管理するなど検討する必要があります。

2. 電子化後も既存の紙ボンドを残すのか

⇒ ボンドの電子化後も引き続き既存の紙で発行するボンドを残すかどうかについて検討する必要があります。全て電子化した場合にはPCの保有等がボンド発行の条件となるため建設会社や引受機関の間等も含めて検討する必要があります。

3. 電子入札や電子契約など既存のシステムと連携するのか

⇒ 電子入札や電子契約など既存システムとの連携を行うかどうかについて検討する必要があります。既存システムの改修などが必要になるため調整が必要ですが、ボンド未払い建設会社の入札参加制限や応札制限などの自動化などが実現できる可能性があります。

4. ボンドは文書データとして電子化する必要があるのか

⇒ ボンド自体を文書データ(ファイル)として電子化するかどうか検討する必要があります。文書データとする場合には、ボンド自体をファイルとして取り扱えるほかに電子証明書を用いた電子署名(別紙参照)により認証局による発行者証明や文書の改ざん検知を行うことができます。ただし、ボンドを発行する引受機関に対しては電子証明書(ICカード)の保有を義務付けることとなりランニングコストが必要となります。ボンド自体を文書データ化せずに情報のみ電子化する場合には、ID/パスワードなどシステム内で独自に発行者の確認や改ざん検知は行えますが、ボンド自体は実体を伴わないものとなります。そのため、ボンドの実体化や発行者の第3者機関における証明の必要性を含めて文書データとして電子化するか検討する必要があります。

(参考) 電子証明書を用いた電子署名について

電子署名とは書面上における押印やサインに相当する行為を電子的に行う技術です。間違いなく本人から送付されたものであることを確認できるため、成りすまし(第三者があなたや他の誰かの人のふりをする事)やデータの改ざん(第三者が内容を書き換えること)を防ぐことができます。

以下に電子署名のイメージを示します。
一連の動作をシステム内に組み込むことによりファイルの正当性を自動的に検証することができます。

